

国土交通省 自動車交通局
局長 金澤 悟 殿

一般廃棄物収集車に対する「貨物自動車運送事業法」(青ナンバー)の
適用除外に関する要望書

標記の件に関し昨年2月以来貴省貨物課と協議しておりますが、結論を得ぬまま今日に至っております。

全清連が主張する「貨物自動車運送事業法(以下:貨物事業法)」の適用外とする論拠は以下の点にあります。

- (1) 環境省は「廃棄物の運搬は廃棄物処理法の範囲で運用されており、その車両を事業用車両として許可されることを要件とはしない」との見解を示している。
- (2) 昭和26年に貨物運送法が制定されて以来「法治国家において40数年もの長期にわたり同法の適用を受けていない」という歴史的事実は、「一般廃棄物収集車は貨物運送法の適用外として容認してきた」ことを示すものである。
- (3) 総務省が規定する「日本標準産業分類」で、廃棄物運搬業と貨物運送業とは別個の業種として分類されている。
- (4) 一般廃棄物の処理運搬に関しては、「廃掃物処理法」で運行経路や車両管理及び種々の報告義務など、市町村において厳しく管理されている。

仮に貨物運送法の適用を受けるとなれば、一般廃棄物処理事業は「廃棄物処理法」と「貨物運送法」の二重の法の網が掛かることとなり、各種の報告業務など市町村と、陸運局の双方から管理義務が課せられることとなる。

こうした状況に基き「一般廃棄物収集車は貨物運送法の適用外にある」ことを確信しております。

何とぞこれら全清連の主張をご理解を賜り、早期に問題の解決をお図り頂きたく切にお願い申上げる次第でございます。

以上

平成16年9月8日

全国清掃事業連合会
会長 三井 崇裕

第3回 国土交通省との協議録

平成16年4月14日
15:00～16:30
国土交通省会議室

メンバー：国土交通省＝貨物課～石原課補・稻田係長・石橋専門官
全 清 連＝三井会長・川合副会長・渡邊理事・鈴木理事・源川理事・西山理事・山田顧問
根本委員・川合委員・米田委員・芝 委員・三井委員・安東委員・平松氏

テーマ：一般廃棄物運搬車の「貨物自動車運送事業法」の適用に関する協議

内 容：

＜国土交通省貨物課による貨物自動車運送事業法の説明要旨＞

- (1) 廃棄物の輸送であっても、他人の事業委託に応じた業であればトラック法の対象となる。
ただし自家輸送であれば許可の対象外となる。つまり自らの処分場を有しているかどうかという点が、トラック法適用の判断基準となる。
- (2) 各地方運輸局において、長い間それぞれの地域に合った形で、トラック法が運用されてきたことは認める。地方の局によってはトラック法の許可は不要、との運用もしている。曖昧な点をこのままにしておくことは無責任であり、過去の経緯も踏まえて整理したいと考えている。
- (3) 整理する上で、全国の実態がどのようにになっているかを把握する必要があり、そのうえで判断する必要がある。実態とかけ離れたものでは世の中に通用しない。
その意味で「実態調査」を実施したが、集計に時間が掛かってはいるがこの結果を踏まえて、トラック法の運用について検討したい。

1. 全清連の主張

- (1) 地方運輸局ごとの対応が違っていたから実施されなかった、と言うのは事実ではない。
- (2) 全清連が国土交通省に明らかにしてほしいことは「道路運送法があり、貨物自動車運送事業法が制定・施行された時点で、何故に廃棄物運搬車に同法が適用されなかつたのか」の点にある。
 - ・環境省は、昭和29年清掃法・昭和45年廃掃法の施行以後、主官庁として同法を適用しており、市町村や一廃業界も同法に基づいて廃棄物処理事業を行なってきた。
 - しかし国土交通省が主管する貨物自動車運送事業法が、何故に数十年余も廃棄物処理事業に適用されなかつたのか、この理由を明らかにすることなく、またその責任を問題にすることなく、今になっていきなり同法を適用しようとするることは到底理解できない。
 - 主管庁として責任ある説明をされたい。

(3) 総務省による「日本標準産業分類」において、廃棄物運搬業と貨物運送業とは異なる業種として分類されている。

これは歴史的にも社会的にも認知されてきたことであり、貨物自動車運送事業法が廃棄物業界に適用されてこなかったのも、異なる業種として認識されていたからではないのか。そうでなければ、法治国家において数十年間も法が適用されなかつた、などと言うことは考えられないことではないのか。他に事例があれば聞かせてほしい。

2. 全清連の主張に対する貨物課の見解要旨

- (1) 貨物自動車運送事業法の制定時のことは、調査しなければならない。
- (2) 数十年間「法の不適用」という事実は重いものと理解している。
- (3) これまで貨物課として述べてきた見解を、金科玉条の如く貫くという考えはない。
- (4) 実態とアンケート調査の結果を踏まえて、方針を検討したい。

以上

国土交通省
自動車交通局貨物課

全国清掃事業連合会
会長 三井崇裕

衆議院議員

北側一雄 殿

一般廃棄物収集車に対する「貨物自動車運送事業法」(青ナンバー)の
適用除外に関する要望書

標記の件に関し昨年2月と6月に国土交通省貨物課と協議致しましたが、同省と全清連との主張が噛み合わないまま今日に至っております。

ご承知の通り一般廃棄物の処理運搬に関しては、「廃掃法」で運行経路や車両管理及び種々の報告義務など、市町村において厳しく管理されているところであります。

仮に貨物自動車運送事業法(以下:貨物運送法)の適用を受けるとなれば、一廃処理事業は「廃掃法と貨物運送法」の二重の法の網を掛けられることとなり、また運輸業界からの新規参入が増大するなど、一廃業界にとって由々しき事態となることは必定であります。

全清連は貨物運送法の適用を阻止するため、国土交通省に対し再度の協議を申入れるところでありますので、何とぞ全清連の主張に対するご理解とご支援を賜りたく、お願ひ申上げる次第でございます。

平成16年3月31日

記



1. 全清連の主張

- (1) 昭和26年に貨物運送法が制定されて以来、40数年にわたって一廃収集車は同法の適用を受けていない、という歴史的事実がある。
今になって何故適用しようとするのか理解に苦しむところである。
 - ・平成10年に貨物課から各地運輸局に対して「廃棄物処理法と自動車運送事業法との関係」に関する「事務連絡」(別紙参考資料①)が出され、同法の適用の徹底を図ったが、今日に至っても統一的に扱われていない。
 - ・全清連が行なった調査結果で、全国の一廃収集車の青ナンバー登録率は約10%程度であるものと推定される。
- (2) 環境省から「廃棄物の運搬は廃掃法の範囲で運用されており、その車両を事業用車両(青ナンバー登録)として許可されることを要件とはしない」との見解が示されている。
- (3) 総務省が規定する「日本標準産業分類」では、廃棄物運搬業は貨物運送業(中分類41)とは別に廃棄物処理業(中分類87)の中に分類されている。この点から見ても貨物運送法の適用外にあるものと判断する。

参考資料 ①国土交通省事務連絡「廃棄物処理法と自動車運送事業法との関係」

②全清連と国土交通省との協議録(平成15年2月 & 6月)

③営業用ナンバーに関する秋田県の照会文と環境省の回答文

④業界誌及び新聞記事

以上